

## 第6号議案

ふじみ野市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

ふじみ野市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成21年ふじみ野市条例第38号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

ふじみ野市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

第2条第3号を次のように改める。

(3) 市の機関等 市の執行機関、公営企業管理者若しくはこれらに置かれる機関、これらの機関の職員であつて法令若しくは条例等により独立に権限を行使することを認められたもの又は市が設置する公の施設を管理する地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。

第2条第4号を削り、同条第5号中「図形等」を「図形その他の」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「機関」の次に「等」を加え、同号を同条第7号とし、同条第9号中「機関」の次に「等」を加え、同号を同条第8号とし、同条第10号中「機関」の次に「等」を加え、同号を同条第9号とし、同条第11号中「機関」の次に「等」を加え、同号を同条第10号とし、同条第12号を同条第11号とし、同条第13号中「機関」の次に「等」を加え、同号を同条第12号とする。

第3条第1項及び第2項を次のように改める。

申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

第3条第3項中「機関」の次に「等」を加え、同条第4項中「の機関」の次に「等」を加え、「かかわらず、」の次に「電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の利用その他の」を加え、「市の執行機関等が」を「規則で」に改

め、同条に次の2項を加える。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において収入印紙をもってすることその他の手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の規定により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の規定により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

第4条第1項及び第2項を次のように改める。

処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

第4条第4項中「の機関」の次に「等」を加え、「市の執行機関等が」を「規則で」に改め、同条に次の1項を加える。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の規定により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

第5条第1項中「の機関」の次に「等」を加え、「市の執行機関等が」を「規則で」に改める。

第6条第1項中「の機関」の次に「等」を加え、「市の執行機関等が」を「規則で」に改め、同条第3項中「の機関」の次に「等」を加え、「市の執行機関等

が」を「規則で」に改める。

第7条を次のように改める。

(適用除外)

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

- (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの
- (2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定により行うことが規定されているものを除く。）

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、同条の前に次の1条を加える。

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則で定める書面等であつて当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であつて当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月26日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の趣旨を踏まえ、情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、ふじみ野市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。